

第17回みえ歯ートネット運営協議会事項書

日 時 令和6年5月23日（木）午後2時30分～午後3時30分
会 場 三重県歯科医師会館 1階 教育センター

司会 三重県歯科医師会理事 新 達也

- 1、挨拶 三重県歯科医師会会長 稲本良則
- 2、会長・副会長の選出
- 3、令和5年度事業報告について
 - (1) 運営状況について
 - (2) 障害者歯科センターにおける活用状況について
 - (3) 令和5年度医療的ケア児歯科医療実態調査（会員歯科医院対象）について
- 4、令和6年度事業計画について
 - (1) 障がい児福祉施設等における歯科保健指導について
 - (2) 第15回みえ歯ートネット研修会について
- 5、みえ歯ートネットの今後の運用について
- 6、その他

令和6年度「みえ歯一トネット」運営協議会

委 員

(順不同・敬称略)

所属	所属における役職	氏名
三重県自閉症協会	会長	勝又 亜里砂
三重県重症心身障害児（者）を守る会	会長	山本 静雄
三重県知的障害者福祉協会	会長	山野 文照
三重県医療保健部健康推進課	課長	丸山 明美
三重県医療保健部健康推進課	主任	奥野 ゆたか
三重県子ども・福祉部障がい福祉課	班長	藤谷 琢史
三重県教育委員会特別支援教育課	課長補佐兼班長	上嶋 早苗
三重県歯科衛生士会	副会長	松岡 陽子
三重県歯科医師会	会長	稲本 良則
三重県歯科医師会	常務理事	伊東 学
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	新 達也
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	大元 秀一
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	田中 一生
三重県歯科医師会障害者歯科センター	センター長	武山 一

アドバイザー

(敬称略)

所属	所属における役職	氏名
すずき歯科クリニック	院長	鈴木 俊行

令和6年度「みえ歯一トネット」運営協議会

出席者名簿

委員

(順不同・敬称略)

所属	所属における役職	氏名
三重県自閉症協会（代理）	副会長	柿本 宏枝
三重県重症心身障害児（者）を守る会	会長	山本 静雄
三重県知的障害者福祉協会	会長	山野 文照
三重県医療保健部健康推進課	課長	丸山 明美
三重県医療保健部健康推進課	主任	奥野 ゆたか
三重県子ども・福祉部障がい福祉課	班長	藤谷 琢史
三重県歯科衛生士会（代理）	会長	笹間 滋代
三重県歯科医師会	会長	稲本 良則
三重県歯科医師会	常務理事	伊東 学
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	新 達也
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	大元 秀一
三重県歯科医師会	公衆衛生担当理事	田中 一生
三重県歯科医師会障害者歯科センター	センター長	武山 一

アドバイザー

(敬称略)

所属	所属における役職	氏名
すずき歯科クリニック	院長	鈴木 俊行

「みえ^へ歯ートネット」運営協議会会則

第1条 目的

本会は、障がい児（者）歯科保健医療の充実を通して、三重県における障がい児（者）の健康づくりに寄与し、関連する活動や研修を行い、障がい児（者）のQOLの向上を図ることを目的とする。

第2条 組織

本会を構成する組織は、三重県医療保健部、三重県歯科医師会、障がい児（者）支援団体、その他本会事業の推進に必要と認められる団体とする。

第3条 役員

本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

- 1) 会長は、三重県歯科医師会会長をもって充てる。
副会長は三重県医療保健部、障がい児（者）支援団体の代表をもって充てる。
- 2) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3) 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- 4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4条 事業

本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- 1) 「みえ歯ートネット」の運営に関する事項を決定する。
- 2) 障がい児（者）歯科保健医療の充実のため、必要な事業方針を決定する。
- 3) 事業推進のため研修会を開催する。

第5条 会議

本会は、前条の事業の企画、ならびに会務報告を行なう。また、会議は会長が召集する。

第6条 事務局

本会の事務局は、三重県歯科医師会事務局に置き、事務責任者は、三重県歯科医師会の理事をもって充てる。

第7条 補則

本会運営に関する必要事項は会長が別に定めるものとする。

第8条 アドバイザー

本会の事業推進に関して、必要に応じてアドバイザーを招集できる。

附則

1. この会則は、平成22年2月11日より施行する。
2. 第2条、第3条の一部改正は、平成30年4月1日より施行する。

みえ歯一トネット協力歯科医院数

郡市歯科医師会	令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末
桑 員	10件	10件	11件
四日市	15件	17件	18件
鈴 鹿	5件	5件	6件
亀 山	1件	1件	1件
津	19件	19件	19件
松阪地区	9件	9件	9件
伊勢地区	12件	10件	12件
鳥羽志摩	4件	4件	4件
尾 鷲	2件	1件	1件
南 紀	5件	6件	6件
伊 賀	9件	10件	10件
計	91件	92件	97件

みえ歯一トネット活用状況

＜他院⇒障害者歯科センター＞				
紹介年月日	紹介元地域	紹介内容	障害名	紹介時の年齢
R5.4.6	伊勢市	治療	自閉症	9
R5.5.17	津市	定期的なケア	知的障害	5
R5.5.17	津市	治療	自閉症	7
R5.5.18	埼玉県	治療	自閉症	6
R5.6.8	紀北町	治療	知的障害	22
R5.6.8	鈴鹿市	治療	自閉症	12
R5.6.15	鈴鹿市	治療	自閉症	20
R5.6.28	津市	治療	歯科恐怖症	13
R5.6.16	鈴鹿市	治療	パーキンソン症	74
R5.8.24	津市	治療	ダウン症	7
R5.9.7	津市	治療	なし	5
R5.9.21	大阪府	治療	精神遅滞	3
R5.9.21	津市	治療	自閉症	15
R5.10.4	津市	治療	ジュベール症候群	8
R5.10.19	鈴鹿市	治療	統合失調症	44
R5.11.2	松阪市	治療	知的障害	13
R5.12.13	津市	治療	なし	5
R5.12.14	名張市	治療	自閉症	5
R6.1.17	鈴鹿市	治療	自閉症	20
R6.1.18	津市	治療	うつ病	43
R6.1.24	松阪市	治療	知的障害	6
R6.1.24	松阪市	治療	ダウン症	42
R6.2.7	津市	治療	知的障害	14
R6.2.15	津市	治療	高次脳機能障害	50

＜障害者歯科センター⇒病院歯科＞				
紹介年月日	紹介先地域	紹介内容	障害名	紹介時の年齢
R1.6.2	伊勢赤十字病院	治療	成長ホルモン分泌不全	25
R1.9.1	三重大	治療	自閉症	25
R1.11.28	三重大	治療	自閉症	24
R1.12.11	三重大	治療	自閉症	24
R2.1.9	三重大	治療	自閉症	23
R2.1.9	三重大	治療	知的障害	32
R2.10.8	愛知学院大学	治療	脳性麻痺	22
R3.3.17	三重大	治療	自閉症	27
R3.4.7	三重大	精密検査	肢体不自由	25
R4.1.13	岡波総合病院	精密検査	知的障害	30
R4.6.5	愛知学院大学	治療	自閉症	23
R5.7	三重大	全身麻酔下での治療、抜歯	ダウン症	33
R5.10	三重大	全身麻酔下での抜歯	発達障害	21
R6.2	三重大	全身麻酔下での抜歯	知的障害	50
R6.3	一宮市口腔衛生センター	治療管理	知的障害	26

令和6年度みえ歯一トネット事業における歯科保健指導実施要領

1、目的

みえ歯一トネット事業の一環で、歯科専門職を施設に派遣し、職員・利用者・保護者を対象に、歯科保健に関する研修会、歯科保健指導等を行うことにより、障がい児・者の歯・口の健康を通じたQOLの向上を目指す。

2、事業の実施主体

三重県、三重県歯科医師会

3、事業の内容

(1) 実施項目

施設及び対象者の状況に応じた実施方法、内容とする。

ア 歯科保健研修会

イ 歯科保健指導

(2) 実施対象

県内障がい児・者福祉施設の職員・入所者・通所者・保護者等

(3) 事業の期間

令和6年10月1日から令和7年2月28日までとする。

4、事業の実施

(1) 申込み

施設は三重県歯科医師会へ所定の様式で申込む。

(2) 実施

ア 三重県歯科医師会は、実施者を選定し、実施日を決定の上、施設へ報告する。

イ 実施内容等の詳細については、施設と実施者が対象者の状況を考慮し、相談の上決定する。

(3) 器材等

三重県歯科医師会は、実施者からの要請を受け、必要器材、指導ツールを準備する。

(4) 実施費用

三重県歯科医師会は、実施者への報酬を支払う。ただし、実施者が施設協力歯科医でありその契約業務内で行う場合、その業務に含まれるものとし報酬は支払わない。

5、実施者

ア 歯科医師は原則として施設協力歯科医とし、不在の施設はみえ歯一トネット協力歯科医より郡市歯科医師会長の推薦を受けて三重県歯科医師会が決定した者とする。

イ 歯科衛生士は、三重県歯科衛生士会より派遣された者とする。

みえ歯ートネット事業における歯科保健指導

実績（過去5年）

<令和元年度>

北勢きらら学園	放課後等デイサービスあい
津市児童発達センター	三重県立豊学校
はび・ふれ	度会特別支援学校
鈴鹿市療育センター	放課後等デイサービスアルブル
こごみのひろば	放課後等デイサービス Seed
松阪あゆみ特別支援学校	ティアラリノ
生活介護虹いろ	東紀州くろしお学園おわせ分校
第二放課後等デイサービスささゆり	特別支援学校玉城わかば学園

<令和2年度、令和3年度>

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ中止

<令和4年度>

児童発達支援 保育所等訪問支援あおいそら

<令和5年度>

放課後等デイサービスここいく	Roselle Kids Club
サインポスト東員	子ども心身発達医療センター草の実病棟
SED スクール四日市	生活介護てんとうむし
あいプロジェクト	おやこうこう
ニッシ	放課後等デイサービスあい・未来あい
鈴鹿市第一療育センター	アネックスあい
鈴鹿市第二療育センター	カナエタ
津市児童発達支援センター	放課後等デイサービスねいろ
寺子屋オレンジキッズ	Aile あい
あおいそら	放課後等デイサービスささゆり

MARCH

みえ歯ერთნეტო研修会 開催状況

年度	演題	講師 (敬称略)	参加者数	内、協力 歯科医数
平成 22	設立記念	三重県立小児心療センターあすなろ学園 園長 西田寿美	127名	32名
	第1回	三重量立草の美リハビリテーションセンター 所長 二井英二	120名	20名
平成 23	第2回	松本歯科大学障害者歯科学講座 准教授 松尾浩一郎	109名	18名
	第3回	①長崎県における障害者歯科保健医療の現状と課題 (長崎県口腔保健センターの取り組み) ②自閉症患者への対応	74名	14名
	第4回	岡山大学病院小児歯科 講師 岡崎好秀	131名	24名
平成 25	第5回	①障害者歯科診療時の注意点と対応の実際 ～『障害者医療』は『人間医療』の原点～ ②指導がむずかしいと言われてしまいう子どもへの支援の実際 ～子どもが示す反抗挑戦的言動への即時対応～	129名	25名
	第6回	①中途障害者への歯科的対応 ②環境によって驚くほど変わる子どもとその理解	120名	23名
平成 27	第7回	①朝日大学歯学部口腔病態医療学講座 障害者歯科学分野 教授 玄 景華 ②三重県立小児心療センターあすなろ学園 園長 西田寿美	119名	23名
	第8回	①三重県健康福祉部障がい福祉課生活支援班 班長 田中 馨 ②三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター センター長 岩本 彰太郎	65名	16名
平成 29	第9回	①大阪発達総合療育センター 歯科医長 中村由貴子 ②大阪発達総合療育センター 歯科衛生士長 米花佳代子	130名	27名

年度	演題	講師（敬称略）	参加者数	内、協力 歯科医数
平成30	①愛知県心身障害者コロニー中央病院歯科の現状 ～小児・障害者の摂食嚥下障害を中心に～ ②「食べること」を通じて保護者・多職種とのかわりを考える ③聾学校における歯と口の健康づくり	①愛知県心身障害者コロニー中央病院歯科 歯科医長 加藤 篤 ②愛知県心身障害者コロニー中央病院歯科 歯科衛生士 田中 恵 ③三重県立聾学校 養護教諭 山中千聡	103名	16名
令和元	障害者の歯科保健・治療と地域連携	梅花女子大学口腔保健学科 教授 森崎市治郎	76名	23名
令和2	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
令和3	①医療的ケア児と家族のトータルケア ②医療的ケア児の歯科治療	①小児・AYAがんトータルケアセンター センター長 岩本 彰太郎 ②三重病院歯科・口腔外科 歯科口腔外科医長 松村佳彦	98名 Web88 会場10	20名
令和4	子どもの歯科訪問診療 －医療的ケア児の診かたと実例について－	東京都立小児総合医療センター歯科 部長 小方清和	64名 Webのみ	12名
令和5	自閉スペクトラム症 -特性の理解と支援-	愛知県医療療育総合センター中央病院 子どものこころ科 部長 吉川 徹	115名 Web88 会場27	7名

令和6年度 第15回

開催日 令和6年12月22日（日）午後2時～午後4時

講師 鶴見大学歯学部 歯科麻酔学講座 准教授 阿部 佳子 先生

内容 ・病院歯科診療所の病診連携、歯科診療所間の診診連携、多職種連携等について
・障がい児・者への対応の仕方や歯科健診・歯科治療の進め方、鎮静法

小児在宅歯科医療体制整備協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 三重県における小児在宅歯科医療に関する連携の推進及び適切な在宅歯科医療体制の在り方等について関係団体が協議するため、小児在宅歯科医療体制整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 三重県における小児在宅歯科医療の連携推進に関する事項
- (2) 三重県における小児在宅歯科医療の実態把握に関する事項
- (3) 在宅歯科医療と福祉サービスの連携に関する事項
- (4) 地域におけるコーディネート機能の整備とその充実に関する事項
- (5) 小児在宅歯科医療関係者及び県民への意識啓発に関する研修会・講演会等の開催
- (6) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

- (1) 三重県医師会
- (2) 三重県小児科医会
- (3) 三重県歯科医師会
- (4) 三重県薬剤師会
- (5) 三重県看護協会
- (6) 三重県訪問看護ステーション協議会
- (7) 三重県歯科衛生士会
- (8) 三重県医療保健部健康推進課
- (9) 三重県医療保健部医療政策課
- (10) 三重県子ども・福祉部障がい福祉課

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

- 2 会長は、三重県歯科医師会が推薦した者をもって充てる。
- 3 副会長は、三重県医師会、三重県医療保健部の代表をもって充てる。
- 4 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 会長は本協議会の会務を統括し、本協議会を代表する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、第3条の構成以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務は、三重県歯科医師会において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年11月9日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、協議会の承認を得るものとする。

小児在宅歯科医療体制整備協議会委員

任期 令和6年1月10日～令和7年6月30日

(敬称略)

所属	役職	氏名
公益社団法人 三重県医師会	常任理事	野村 豊樹
三重県小児科医会	副会長	岩本 彰太郎
三重大学医学部附属病院 小児・AYA がんトータルケアセンター	センター長	澤田 博文
独立行政法人国立病院機構 三重病院 歯科・口腔外科	医長	松村 佳彦
一般社団法人 三重県薬剤師会	副会長	水谷 賀典
公益社団法人 三重県看護協会	専務理事	眞砂 由利
一般社団法人 三重県訪問看護ステーション協議会	副会長	柳川 智子
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会	副会長	松岡 陽子
三重県医療保健部健康推進課	副参事兼班長	野村 由理子
三重県医療保健部医療政策課	地域医療班班長	中村 誠
三重県子ども・福祉部障がい福祉課	地域生活支援班班長	森田 道子
公益社団法人 三重県歯科医師会 障害者歯科センター	センター長	武山 一
公益社団法人 三重県歯科医師会	常務理事	伊東 学
公益社団法人 三重県歯科医師会	理事	新 達也
公益社団法人 三重県歯科医師会	理事	大元 秀一
公益社団法人 三重県歯科医師会	理事	田中 一生